

平成 25年 8月 20日

報道機関 各位

取材のご案内

赤十字のパートナーになって、社会貢献されませんか。

企業・団体の皆様を対象に

「赤十字サポーター認定制度」を始めます !!

- 日本赤十字社山口県支部では、人道の理念のもと、災害救護活動や国際救援・開発協力などの国際活動、救急法などの講習普及、医療・血液事業、赤十字ボランティアや青少年赤十字活動の育成推進など、幅広い活動を行っています。
- このうち、独立採算で行う医療・血液事業を除いては、毎年社員の皆様から納入していただく社費や寄付金(合わせて社資=日赤活動支援資金)が、活動資金になっていますが、山口県では近年漸減の傾向にあり、特に、企業・団体等の皆様から納入していただく法人社資は、10年前と比較すると約25%減少し、また社資総額の5.4%程度(全国16.6%)となっています。
- このため、安定的・継続的に法人社資収入の確保を図ると共に、企業・団体等の事業活動に関連した赤十字への支援協力(別添資料のとおり。①日赤活動支援キャンペーン等による寄付、②寄付金付き自動販売機や募金箱の設置、③災害救援物資や運搬等サービスの提供、④赤十字関係講座・講習会等の開催協力、⑤赤十字広報への協力、⑥これらの組み合わせによる支援協力、⑦企業・団体等のオリジナルな支援協力方法も募集しています。)をお願いするため、企業・団体等の皆様を対象に、今年度から「赤十字サポーター」の認定制度を始めることとしました。
- ご支援ご協力いただけける企業・団体等の皆様から、お申し出をいただきましたら、審査の上、「赤十字サポーター」として認定を行い、別紙様式による「認定証」をお渡しし、プレスリリースを行うとともに、日本赤十字社山口県支部の全戸配布広報誌「赤十字やまぐち」、ホームページ等で公表させていただくこととしています。
- 全国的には、日本赤十字社の本社や県支部と企業・団体等との間で、特定の支援内容で協定等を結ぶ事例はありますが、法人社資をはじめとする多様な支援協力関係をもとに、企業・団体等とパートナーシップを結ぶ、このような「赤十字サポーター認定制度」は、全国でも余り例がありません。

〈参考〉

- 日本赤十字社とは ⇒ 日本赤十字社法に基づき設立された認可法人であり、社員をもつて組織されている。各都道府県に支部、施設がある。
- どのように運営しているか ⇒ 医療・血液事業等を除く赤十字事業(災害救護、国際活動、救急法等の講習普及、赤十字ボランティア・青少年赤十字の育成等)は、社資(=日赤活動支援資金)によって支えられ、社資は、社員よって納められる社費(年額 500 円以上)と事業資金として寄せられる寄付金から成っている。 社員数は、個人約 1,015 万人(山口県 180,999 人)、法人約 14 万法人(山口県 1,545 法人)である。
　山口県支部の 24 年度社資総額は、261,046,714 円。個人からの一般社資は、246,862,819 円(94.6%)、法人社資は 14,183,895 円(5.4%)である。
- 企業・団体を対象に新たな取り組みを始める意味は ⇒ 山口県では、全国(16%)比較で法人社資の割合が低い状況にあり、法人社資への将来にわたる一層のご協力と赤十字活動への組織としての(多様な)ご支援・ご協力を併せてお願いしたいと考えている。
- サポーター認定の基準は ⇒ お申し出をいただいた「法人社資+ご支援・ご協力の内容」をもとに、赤十字と共に「社会貢献のためのパートナーシップ」を結ぶ企業・団体様に赤十字サポーターになっていただきたいと考えている。 具体的には双方で相談させていただきます。 また、赤十字サポーターの認定は、認定審査会の審査をもとに支部長が行います。

○ご支援ご協力の具体的なイメージを例示するとすれば

日赤活動資金についてご協力をいただくと共に

- ・A社では、社員名刺、店舗内POP等に「赤十字支援マーク」を表示するとともに、HPや広告等でも赤十字広報に協力。
- ・B社では、県内全店舗に募金箱を設置し、店舗内の掲示や社広報紙等で赤十字広報に協力
- ・C社では、顧客の中心である「若いお母さん」を対象とする赤十字幼児安全法の講習会を県内各地で開催。各会場には、赤十字広報紙や募金箱も設置
- ・D社では、HPで赤十字広報に協力するとともに、クリック募金サイトを開設して社資に協力
- ・E団体では、会員事業者に、自動販売機の設置者・協賛メーカー・利用者が募金できる「ハートフルベンダー」による、日赤への募金活動を呼びかけるとともに、献血にも組織的な協力を呼びかけ
- ・F団体では、イベント告知チラシやHP等で赤十字広報に協力。イベントの売り上げの一部を日赤に寄付
- ・G社では、自社商品に「赤十字支援マーク」を貼付し、売り上げの〇%を日赤に寄付
- ・H団体では、会員事業者に対して社資への協力を呼びかけると共に、県内各地で救急法講習会や防災講座を開催。会員事業者に対して、災害ボランティア等への参加も呼びかけ
- ・I社では、広報紙やHP等で赤十字支援を呼びかけ。加盟代理店から寄せられた活動支援資金を積立。定期的に救護車両やAED、救護・救援物資等を購入し寄付
- ・J社では、事業用の全車両に「赤十字支援マーク」を貼付し、運転従事者に赤十字救急法の受講を義務付け
- ・K団体では、地域の防災力向上に資するために、非常食炊き出しに使用する災害用移動炊飯器の寄付設置を計画的に推進
- ・L社では、県内全店舗に募金箱と赤十字広報紙等を備え付ける広報ラックを設置。
- ・M団体では、会員事業者に対して、寄付金付き自動販売機の設置を呼びかけ、売り上げの一部をとりまとめて活動資金として寄付

◎これらをご参考に、企業・団体様にピッタリのご支援ご協力方法をアレンジしてください。もちろん、全くオリジナルなご支援ご協力方法のご提案もお待ちしています。